

# みやぎ生協「利用規程」 別表

みやぎ生活協同組合のトリプルカードまたは青カード、宅配（はん・個人宅配・なかよし個配）生協灯油・夕食宅配などを掛売り（口座振替）でご利用していただく場合の利用規程です。ご利用いただくにあたっての諸規程の重要項目をまとめてありますのでご参照下さい。

みやぎ生協発行

■この規程は、2020年3月21日より適用

	項目	利用規程
1. 利用限度額	①トリプルカードまたは青カードの店舗利用	限度額 40万円です。
	②宅配（はん・個人宅配・なかよし個配）利用 ③夕食宅配利用 ④生協灯油利用	1) 個人ごとに最高80万円から最低10万円までの4段階の利用限度額が設定されます。 2) 利用開始から12ヶ月までの利用基準 a) 利用開始から3ヶ月までは、利用限度額10万円です。また、分割での利用は出来ません。 b) 利用開始4ヶ月目から6ヶ月までは、利用限度額20万円（分割残含む）です。 c) 利用開始7ヶ月目から12ヶ月までは、利用限度額40万円（分割残含む）です。 d) 利用開始12ヶ月経過後は、利用限度額80万円（分割残含む）です。 3) 但し、上記のいずれの場合も口座振替不能1回で、再利用時の利用限度額を10万円に引き下げます。
	(1)トリプルカードまたは青カード利用 ロープカード供給票での利用も同様)	①翌月1回払い 金利は、かかりません。 ②ボーナス1回払い 1) 1回利用が3,000円以上の時に、ご利用できます。 2) 金利は、かかりません。 ③リボルビング払い 1) 1回利用が10,000円以上の時に、ご利用できます。 2) 支払コースは、1万円、2万円、3万円、4万円の4コースがあります。 3) 支払回数は、最長25回です。 4) 金利は、利用残高の1%です。 *支払回数が25回を超える場合は、未払い残額に応じて自動的に支払いコースをアップします。
	(2)宅配（はん・個人宅配・なかよし個配）利用	①均等分割払い 1) 支払回数は、最長24回までです。 2) 分割2回までは、金利無いです。分割回数3回以上のとき、1回につき0.5%が初回より加算されます。 3) 食品、生協灯油利用代金の分割払いはできません。（ギフト年末おせちは分割可） ②ボーナス1回払い 金利は、かかりません。 ③ボーナス2回払い 金利は、3%です。 ④ボーナス月加算払い 1) 金利は、分割回数×0.5%です。 2) ボーナス加算額は、総支払額の1/3までです。夏冬の加算額は、1,000円単位で任意に設定できます。 ⑤1回の支払い金額 最低3,000円です。
2. 分割払い	(1)残高不足による口座振替不能の場合	①トリプルカードまたは青カード利用 毎月5日の口座振替日に引き落とさできなかった（口座振替不能）時点で利用停止（店舗・コープトラベルでの利用も不可）となります。 ※口座振替日は、金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。 ②宅配（はん・個人宅配・なかよし個配）利用 1) 毎月5日の口座振替日に引き落とさできず（口座振替不能）、かつ、その同じ月の19日中までお支払いいただけなかった場合は20日よりお届けを停止します。 ③夕食宅配利用 2) すでに注文をお受けしている場合であっても、商品のお届けを停止します。 ④生協灯油利用 1) 毎月5日の口座振替日に引き落とさできず（口座振替不能）、かつ、その同じ月の19日中までお支払いいただけなかった場合には20日よりお届けを停止します。
	(2)利用限度額オーバーの場合	①トリプルカードまたは青カード利用 利用金額が40万円になった時点で利用停止となります。 ②宅配（はん・個人宅配・なかよし個配）利用 毎月20日の請求後の残高が、個人ごとに定められている利用限度額に達した場合 * 宅配利用 20日より利用停止 * 生協灯油利用 20日より利用停止 ③夕食宅配利用 ④生協灯油利用 * 限度額は、個人ごとに80万円から10万円までの4段階に設定されています。
	(3)振替口座未登録の場合	連続3ヶ月「口座未登録」の場合、利用停止になります。 ※未収金残高がない場合でも利用停止になります。 また、指定された支払期限（9日中）までにお支払いいただけない場合、利用停止になります。
	(4)生協の判断による場合	以下の場合、利用停止になります。 1) 支払い等、本利用規程に違反する恐れがある場合 2) 換金を目的とした商品利用の恐れまたは利用が確認された場合 3) 同一生計、同一世帯の組合員が、口座振替不能により利用が停止になっている場合 4) 利用状況により、当生協が不相当であると判断した場合
3. 利用停止	(1)残高不足による口座振替不能の場合	①トリプルカードまたは青カード利用 経理部入金確認の翌日より利用停止解除になります。 ②宅配（はん・個人宅配・なかよし個配）利用 経理部入金確認の翌週より利用停止解除になります。 ③夕食宅配利用 ④生協灯油利用 経理部入金確認の翌日より利用停止解除になります。
	(2)利用限度額オーバーの場合	①トリプルカードまたは青カード利用 経理部入金確認の翌日より利用停止解除になります。 ②宅配（はん・個人宅配・なかよし個配）利用 毎月20日の請求後の残高が個人ごとに定められている限度額未満となった場合 * 宅配（はん・個人宅配・なかよし個配）夕食宅配利用 21日を含む週の翌週から利用停止解除になります。 ③夕食宅配利用 ④生協灯油利用 生協灯油利用 21日より利用停止解除になります
	(3)振替口座未登録の場合	振替口座依頼書の提出があり、かつ、未収金残高がない場合、生協で口座登録終了後の翌週より利用停止解除になります。
	(4)生協の判断による場合	以下の場合、利用停止になります。 1) ハンディクレジットの利用ができません。 2) 利用にあたり「事前審査」が必要です。審査結果によりハンディクレジット利用ができない場合もあります。
4. 利用停止解除の条件	(1)高額商品利用時の支払方法	利用方法 支払方法は、別に定める利用規程をご覧ください。
	(2)サービス事業利用	口座振替不能になった場合には、再請求事務手数料が加算された金額の振込用紙がお手元に届きますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。 1) コンビニエンスストアで19日中まで振込みご入金ください。 2) 生協店舗サービスカウンターに19日午後6時00分までご入金ください。 ※生協店舗でのご入金の場合でも、再請求事務手数料が加算された金額をご入金いただけます。 ※配達時に、生協職員が現金をお預かりすることはできませんので、ご了承ください。 ※コンビニエンスストア・生協店舗サービスカウンター以外での振込用紙のご利用はできません。
	(3)口座振替不能になった場合の支払方法	1) 口座振替不能の状況により、生協では履歴管理を行います。 2) 口座振替不能の履歴により10万円～30万円の3段階の利用限度額を設定します。 a) 2ヶ月連続口座振替不能となった場合 利用限度額⇒30万円 b) 2ヶ月連続口座振替不能後、再度、口座振替不能となった場合 再振替不能1回目 利用 限度額⇒20万円 再振替不能2回目 利用限度額⇒10万円 c) 2ヶ月連続口座振替不能後、口座振替不能が繰り返された場合 再振替不能3回目 利用不可になります。 *以降のトリプルカードまたは青カード、宅配利用、生協灯油利用等掛売りによる利用はできません。生協店舗で現金の利用となります。
	(4)残高不足による口座振替不能と利用限度額	申し込み時に、口座振替用紙を同時に提出して下さい。 以前、宅配を利用していた場合でも、引き落としと口座を再登録していただく場合があります。 *ただし、生協の判断で登録が出来ない場合があります。（3.利用停止(4)の規程によります）。
5. その他	(5)「はん」利用の登録条件	1) トリプルカードの新規申し込みまたは保有が条件です。 トリプルカードの「事前審査」により登録できない場合があります。 2) トリプルカード非保有の場合、生協の承認を得た場合に限り登録できます。 *ただし、生協の判断で登録が出来ない場合があります。（3.利用停止(4)の規程によります）。
	(6)個人宅配（なかよし個配含む）利用の登録条件	18歳未満の方のご利用申し込みについては、親権者の氏名の記入を必要とします。 但し、親権者が過去履歴で振替不能である場合は利用が認められません。 また、親権者が本規程「(3)利用停止-(4)」の規定の該当者及び関係者のとき、ご利用は認められない場合があります。
	(7)利用条件	①宅配（はん・個人宅配・なかよし個配）利用 ②生協灯油利用